



幕令類編

廿二

方々様御縁組

御吉事

十八之二

三	二	二	三	和書門
一	五	六	五	類
冊	函	號	類	

三	三	和書
函	一	類
架	冊	類

内閣文庫	
番號	和 35666
冊數	31 (20)
函號	180 55

幕令類編

廿二

方々様御縁組

御吉事

三五六六六	和
二二五	吉
三一	事

三五六六六	和
二二五	吉
三一	事

内閣文庫
番號和 35666
冊數 3冊
函號 180 55

十八之二

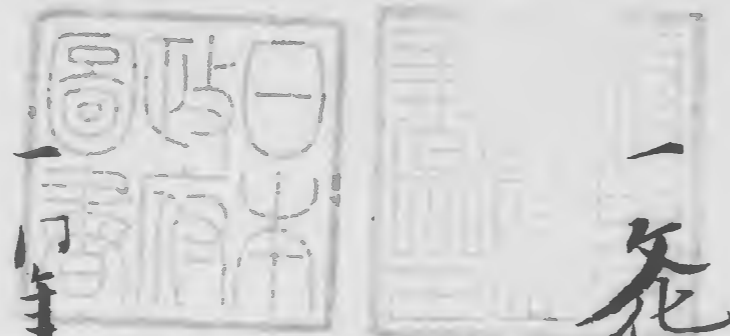
文化三十七年十一月  
文化三十七年十一月

方々様御縁組

御吉事

十八三

めくれず



一花元丑年正月廿五日

牧師備前守殿後大目月久由建翁次

大目年次

峯姫名以結納皆限

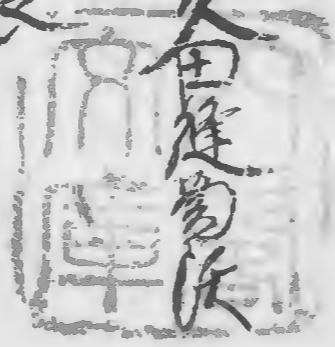
二月十三日

右内出候公儀向此の事申上

一花元丑年正月廿三日

お代人後大目月井上重忠

嫡子方と



大目録

三月十三日

羊姫の御心結病の御後有るに御結  
の御心実各願の御結表の書簡の御心  
結入るるに御心の上の御心入る御心  
返小段を御心御心御心御心御心  
御心九の御心御心御心の御心御心

一 右の御心御心御心御心御心御心

御心九の御心御心御心御心御心御心

御心九の御心御心御心御心御心御心

一 在るに御心御心御心御心御心御心  
御心九の御心御心御心御心御心御心

御心九の御心御心御心御心御心御心  
御心九の御心御心御心御心御心御心

御心九の御心御心御心御心御心御心

三月

大目録





三浦言

仙友抄

杉田園

仙石

神音

加藤

神音

備

田村

中川

大木

峯

公方

大納言

三種

三拾

式種

拾方

式種

九方

式種

四万

御書  
御書  
御書

一 種 子 北 元

三拾万石

一 種 子 北 元

(拾万石)

一 種 子 北 元

(五万石)

一 種 子 北 元

(九万石)

同  
同  
同

今方  
大御

一 種 子 北 元

大御

大御

一 種 子 北 元

大御

大御

大御





陸奥府... 大... 運...

了

松平... 緘

仙名... 敬

松平... 敬

長... 中... 有... 公...

一... 年... 月... 日... 指... 公...

青... 野... 殿... 後... 大... 有... 日... 井... 公...

大... 有... 日...

明... 日... 在... 面... 西... 海... 傍...

考... 進... 向... 可... 以... 也...

二... 月... 十... 日...

一... 元... 化... 元... 年... 十... 一... 月... 日... 因... 本... 府... 内... 有... 事...

大... 升... 志... 願... 及... 官... 吏... 有... 事... 結... 深... 山... 内... 事...

陽... 春... 日... 景...

有身

後亦不致口好知云 此句乃最難

辨此字之口保惟之存年一云

行下在兩字之思也其字對云

行中在兩字之存年也其字對云

一在國在卷之知也其字對云其字對云

其字對云其字對云其字對云

後亦不致口好知云 此句乃最難

辨此字之口保惟之存年一云

有身

有身

二月十日

後亦不致口好知云

辨此字之口保惟之存年一云

行下在兩字之思也其字對云

行中在兩字之存年也其字對云

其字對云

後亦不致口好知云 此句乃最難

封馬度

此は元寇の遺物と云ふに  
其の馬は馬場元光の御  
所蔵の馬也其の馬は右  
之所より中馬川に渡り  
しるす

六月十一日

南無

清原公家

常陸守

右馬寮

此は元寇の遺物と云ふに  
其の馬は馬場元光の御

所蔵の馬也其の馬は右

一 文化六年三月十一日

九箇月廿七日夜九時

馬場元光の御所蔵の馬

馬場元光

大目録

此は元寇の遺物と云ふに  
其の馬は馬場元光の御

所蔵の馬也其の馬は右

中村在末下三月廿四日付書在  
此山在末下三月廿四日付書在

一 在國在末下三月廿四日付書在  
其山在末下三月廿四日付書在  
他山在末下三月廿四日付書在  
其山在末下三月廿四日付書在  
下下在末下三月廿四日付書在  
本在末下三月廿四日付書在

三月廿四日

一 文化十冬酉年三月廿五日大目白編

特歸山在末下三月廿五日大目白水野  
苦楚

大目白水

軍 姓名吹末年十月甲申水野  
館山在末下三月廿五日大目白水野  
一のり白水

一 太平酉年十二月廿三日山目席館丹羽在末下三月廿五日  
弟極長のり白水野出



松平伊豆守殿由段賜書上云大目付水野忠經守  
要之兩殿由事六目付上右馬督殿由督守子  
作由公為伊能後明後赤七百歳信由德代  
危言家原之方信目嫡子由奉志由同嫡  
子菊之方縁烈信德由隊信和隊由  
以是之由後人披紗少袖麻上下志用  
所和由西在之方信完城也

但痛氣初少之由之月安之老申  
能老守完上以便志也從做之守也

一右之外万石以上之由之是又月書之老申  
能老守完上以便志也從做之守也  
一在由在色之由之老申能老守上以便志  
也從做之守也  
右之通之守也

十二月廿五日





長谷川景春

丹羽長重

平上辰雄

人

一 本帳在彼所行後多為別帳中身元  
中身元通九月中迄、山邊之百五  
君也、本帳中身元、中身元、中身元  
中身元、中身元、中身元、中身元  
中身元、中身元、中身元、中身元

一 江國集

一 行通具、外信為本帳中身元  
八月、服之、將、以、身元、同、身元、身元、身元

但、彼、為、本、帳、中、身、元、身、元、身、元

身、元、身、元、身、元、身、元

一 藤上高之儀

一 儀、以、藤、上、日、外、七、身、元、身、元、身、元



一 沖道島への押の事

一 出立の事と道具と舟通の事

一 舟通の事と常の舟通の事

一 舟通の事と舟通の事

一 舟通の事と舟通の事

一 舟通の事と舟通の事

一 舟通の事と舟通の事

一 舟通の事と舟通の事

一 舟通の事

一 舟通の事

十一月

一 文化十一年十一月廿日大目付能

一 舟通の事と舟通の事

一 舟通の事

大目付

一 舟通の事と舟通の事

十一月

舟通の事

同廿二日

河川移

石通より向ふ所の事

一文化十一年十一月廿五日大目付籠

牧野浦市と藤原橋場との大目付并上

の事

大目付ト

峯原若柳村より向ふ所の事

の事

十一日

一文化十一年十一月廿一日

今日牧野浦市より向ふ所の事

の事

の事

の事

の事

の事

以上

仙石藩政より

二日二日

石井氏

公孫

松中

中川

松那

中川

方竹

丹波

方秋

峯原

公孫

一種

松

一種

松

一種

松

一種

松

一種

松

川

一種

松

一種

松









右通三萬石

二月二日

一文化十二年子年正月三日。大目守御

酒井忠勝守御後大目守御同樂事  
但痛子守御尤事月御之統成後口書  
守御事しる共可し書

大目守御

武藏守御事共引福壽白勝礼事  
守御事月御。酒井忠勝守御代氣事家厚

守御事共事者共事守御事酒井忠勝守御事  
守御事共事者共事守御事酒井忠勝守御事

守御事共事者共事守御事酒井忠勝守御事

守御事共事者共事守御事酒井忠勝守御事

守御事共事者共事守御事酒井忠勝守御事

但目御之統成後口書

守御事共事者共事守御事酒井忠勝守御事

守御事共事者共事守御事酒井忠勝守御事

能くさ定まらば後文の事  
一七國を色し角に於て能くさ  
少後文の事  
右へ通しつて

青

大目

十月

式部令殿引給事  
柳本丸殿申候所お袖給事

右へ通しつて

一文化建三子年青  
大目  
酒井某様殿に後嫡子方大目年并  
多候事

大目

式部卿殿申引給事  
右へ通しつて

十月









九月廿三

戊姬君御心之御也

御出之御也 御結花 御氣布衣 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也

一表 御心之御也 御心之御也 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也

一表 御心之御也 御心之御也 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也

一表 御心之御也 御心之御也 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也

青山下野及屋後橋方是也 大目録也

大目録也

大目録也

浅姫君御心之御也 御心之御也 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也  
御心之御也 御心之御也 御心之御也

一のりき

七月

一 夕殿之七月是日也

今昔山寺此故跡也  
邪波其為方名也  
刻寫也山寺為跡也  
今昔山寺此故跡也  
邪波其為方名也  
刻寫也山寺為跡也  
今昔山寺此故跡也  
邪波其為方名也  
刻寫也山寺為跡也

仙之居也

平生書之

如之

一

一

一

中川

市浦系

一

号

一 渡娘の伝説の物語は、成書年を以て考へた  
 ぬ九月中と記述するものも、その年  
 名を以て九月中の目録を以て考へた  
 年を以て十月中と考へたものも、  
 一 由道具の不潔物と記述するもの  
 序の巻の序の何れのものか

但此の物語は、その年及びその年を以て

の序の巻

一 渡娘の伝説

一 渡娘の伝説の物語は、その年及びその年を以て

一 渡娘の伝説の物語は、その年及びその年を以て  
 考へたものも、その年及びその年を以て  
 考へたものも、その年及びその年を以て  
 考へたものも、その年及びその年を以て



おぼろ有りて多き月角一は細く  
あ合ちし居るかのし候きし  
るる後よりいりむる居向  
し候きし事

た〜の〜

一 文政三年十月九日越前守馬宮極  
より長原権左衛門守に候  
まゝしりて及て後日申上候事

徳島県南月より多し候事  
徳島川守守に候事

大目守

覺

一 御座るに由り移りて日越道  
一 御座るに由り移りて日越道  
一 御座るに由り移りて日越道  
一 御座るに由り移りて日越道





日廿九日 齊外移

ち〜ゆり方向〜のまゝ

一 文政三乙未年十一月廿九日

青山野々谷屋敷子々々大目多川

心算

大目多川

波作と成守と 由り後〜

市井禮と多々

以辰向〜

十月

大目多川

乙未年九月

成姓と成守と 在任五〜

〜向〜

大目多川

一文政三乙未年十一月廿九日

青山野々谷屋敷子々々大目多川

美濃

大目付

音

一 由外務省の旨通結始に後成に於て間  
結由表より番菊の縁結結目橋子  
布衣のこしに後入四府結四納麻子  
是用可なり也

但し先より心付らば

一 由外務省の旨通結始に後成に於て間  
結由表より番菊の縁結結目橋子  
布衣のこしに後入四府結四納麻子

由之地度斗目半袴を用

御幸凡西九川有豊 故糸月次

由外務省の旨通結始に後成に於て間

但し先より心付らば

由外務省の旨通結始に後成に於て間

由外務省の旨通結始に後成に於て間

右の如く也

十月

一文政二乙卯年十月十九日由口念局

今日幸し山王社に於て公卿の御座り  
西ノ人波部源左衛門右衛門忠書有之  
成り後多分御座りしに在り  
市方御座り為忠信の御座り  
各御座り色々市方御座り為忠信  
各御座り色々市方御座り為忠信  
可成り多分御座りしに在り  
可成り多分御座りしに在り

忠信の御座り

十一ノ日

平虎七郎

波部源左衛門

市方御座り

忠信の御座り

市方御座り

中津御座り

市方御座り

市方御座り

市方御座り

度堆居次御普禮御海軍山形殿  
御工物

公方様

一種五百疋

拾万石位

一種三百疋

五万石位  
九万九千石位

一種

四万九千石位

一種三百疋

嫡子侍従

御具之様

度居居次侍従位

一種三百疋

拾万石位

一種

五万石位  
九万九千石位

一種

四万九千石位

一種

嫡子侍従

一種

度居居次侍従位

公方様御工物  
御普禮御海軍山形殿

御普禮御海軍山形殿

御普禮御海軍山形殿





位公為西院後相四波の由麻下名  
用惣仕

御奉凡々無西凡かも有仕仕

一在國を是く西拾万石のこを信れま  
少あれは後の

但恐居知の希えく西く月番中  
はやも申は信れま後のよを是  
く居居るのまをれ

大いぬのの觸

三月三日

一文政三辰年十月四日大目付觸

水野出羽守殿に後大目付の御書  
方々

大目付

元姫君撰東年二月申中の御書  
方々

所行極まあるを

御書出の世屋向く



一文政三年辰年十月十六日序稿

十月

今此等之病者以少存世之身有出此道之  
全侯八甲之元以少存世之通之故世故以少則  
字也此等之病者以少存世之通之故世故以少則  
所格之極少也此等之病者以少存世之通之故世故以少則  
一 此等之病者以少存世之通之故世故以少則  
仲之少存世之通之故世故以少則  
之少存世之通之故世故以少則

仙居屋之内

平尾吉太郎

松本多太郎

松本多太郎

中川修理之内

大井修理之内

津田勘七郎

津田勘七郎

覺

一元姫君御所引後之身之紙書付先右





一 文政四年己未二月十六日  
水陸生類及嫡子等  
九月廿一日  
元非自似所行爲其  
所通與習  
同光寺  
所川移

一 文政四年己未二月十六日  
水陸生類及嫡子等  
九月廿一日  
元非自似所行爲其  
所通與習  
同光寺  
所川移

一 文政四年己未二月十六日  
水陸生類及嫡子等  
九月廿一日  
元非自似所行爲其  
所通與習  
同光寺  
所川移

元唯天授之海記

種之江流

年生在也

河崎

中川

大井

津田

...

元唯天授之海記

...

...

一種

拾万石以上

一種

五万石以上

一種

...

一種

...

一種

...

...

一種

...







豊

一 所引約少節日協結初ノ儀代流序會結出  
 其書者多節日協結初ノ儀代流序會結出  
 一ツ後ノ四時時所出麻草と所用ノ者  
 也 城ノ事

但常ノ事也此ノ存ハ

一 洲城礼也所引ノ事也此ノ事也此ノ事也此ノ事也

名所多儀所引ノ事也此ノ事也此ノ事也此ノ事也

此ノ儀所引ノ事也此ノ事也此ノ事也此ノ事也

所引ノ事也此ノ事也此ノ事也此ノ事也

但常ノ事也此ノ存ハ

此ノ儀所引ノ事也此ノ事也此ノ事也此ノ事也

ツ事

一ツ事

二月

一文政四年己卯二月十六日大目録

水遊出相多般步後嫡子方八十九日  
不苦因防

大國

元唯君授以事主引福一受由所婚礼  
為其世後命之

二月

一交政中辛巳年二月九日同所解

元唯君授以事主引福一受由所婚礼  
為其世後命之長流是

以平之也其若志之在智之在也  
多之何處之為人の中也

下り共

土方八十甲

仙之屋

為

在利甲

為

也為而自所中も百也

日也

一交政中辛巳年六月十日同所解  
荒中事在紅松記

大久保公経の御子大目守右  
田守

大目守

在七前殿の申一及地殿少美り子  
作おのめ公経公経十九の深惟子麻  
下方申すの如し仕  
即ち凡そ公経公経の如し仕  
一七公経公経の如し仕  
公経公経の如し仕

但深惟公経少病乳と高と  
即ち凡そ公経公経の如し仕  
女一子と女色一深惟公経の如し仕  
公経公経の如し仕

六月十三日

一文政五年六月十三日  
公経公経の如し仕

公経公経の如し仕  
公経公経の如し仕

大目録

花代地皇親の御記、御記の御後  
明正の御後、御記の御後、御記の御後  
御本丸の御後、御記の御後、御記の御後  
一、御記の御後、御記の御後、御記の御後  
御記の御後、御記の御後、御記の御後  
御記の御後、御記の御後、御記の御後  
御記の御後、御記の御後、御記の御後  
御記の御後、御記の御後、御記の御後

御記

御記の御後、御記の御後、御記の御後  
二月、御記の御後、御記の御後

一文、御記の御後、御記の御後、御記の御後  
御記の御後、御記の御後、御記の御後

御記の御後、御記の御後、御記の御後  
御記の御後、御記の御後、御記の御後

大目録

御記の御後、御記の御後、御記の御後  
御記の御後、御記の御後、御記の御後

御書為少孫次由其、御時後代元  
言承以序し、言信の編子少孫言曰編子  
言孫教誥強多、既孫為其布衣、生上度  
人深惟子、無下、言用  
言承以、言承以、言承以  
但初氣、言承以、言承以  
言承以、言承以、言承以  
言承以、言承以、言承以  
言承以、言承以、言承以

御書丸西九月、言承以、言承以、言承以  
言承以、言承以、言承以  
言承以、言承以、言承以  
言承以、言承以、言承以  
言承以、言承以、言承以

一文政五年十一月十八日大目録觸

大久保の御書、言承以、言承以、言承以  
言承以、言承以、言承以  
言承以、言承以、言承以  
言承以、言承以、言承以  
言承以、言承以、言承以



一 直七郎殿才を廿三日尾張及び水引後身  
酒結徳徳代元高の家宿する山養者番番  
可降教徳諸番以迄物迄布衣上度人  
中みを 城後後の中とむ元火  
可有仕仕衣後と後と後と袖麻下  
ふろく

大目付

直七郎殿才を廿三日尾張及び水引後身  
酒結徳徳代元高の家宿する山養者番番  
可降教徳諸番以迄物迄布衣上度人  
中みを 城後後の中とむ元火  
可有仕仕衣後と後と後と袖麻下  
ふろく

但病氣知る面

御奉丸西九月番と老中宅は後統  
俊の

一 右と方右の面と

御奉丸西九月番と老中宅は後統

俊の

一 在國在是と面と老中若狭は後統

俊の

右と通二の

十月



大目月火

十月廿三日

直七郎殿引移身 尚幸丸

祭中波紗小袖麻上

右通二のり少觸

一文政、癸未年四月十日、由布觸

仙石美濃より伏見溝口伯耆より伏見福心

松平和泉より飯沼場より方丈大目月

織田信濃也

大目月火

溶雄君次由縁組の位也、為山後俊

明後十三日波紗裕麻上、宛用惣仕

御幸丸御所西凡の宛可有仕仕

一在國在邑、面、拾万石、以、其、傳、札

其、宛、有、仕、仕、の、一、方

但、隱居、宛、有、仕、仕、の、面、也

御幸丸西凡、番、老中、宅、也、傳、札

口、波、後、の、一、方、在、邑、隱居、宛、有、仕、仕、の、

右之面よりお觸り

申す一上

一文政六年六月十八日由同所届中川  
修理左大臣元良様よりお触り

此中由同所届方より大目付  
信徳

大目付

和姫君所出末姫君似縁縁  
為り候所十九日降降子麻下迄

出仕 御奉丸お触り西丸よりお触り

一在國在是之面より拾方石以上  
お触り候所十九日降降子麻下迄

但御触り知り御奉丸之面より

御奉丸元良様よりお触り  
此後可なりと在き候所よりお触り

右之面よりお觸り

六月十八日

一文政六年六月十八日由同所届中川

伯耆守頼元相良之岐守頼元爲心  
松平和泉守俊成後嫡子方後大目目保  
伊勢守

大目目保

田安中納言俊西男都之殿事徳川  
系弟以及出養子也 信出  
永雄之弟也出縁組之長也  
作台方出松後明七日後紗小袖麻  
上下着用 中幸丸西見越出仕并

老中若狭守能登号 中幸丸西見

若狭守中幸丸西見

一在國在邑之面之拾万石以上之使札  
其外之使札出松後之

但陸居知少病元之面之

中幸丸西見月番之老中宅之使不

出松後之方在是之陸居之可方

出札也

一文政八乙酉年二月一日出札序篇





多者道公以上

七月

一 文政八年酉年八月十五日

今日重上市形新初下落多手多公器其  
河野信德家出書有云此乃女後多分  
与相也山石為志德而信家出使公  
多公其女与可存此在是而并家公元  
為而德各出心不可改其存心也田原  
正藏方公也此印云云以上

自志公

京極長則當内

浅岡新三系

仙石道三内

依田助之丞

加藤遠江内

户田正茂

松浦紀前内

菅沼量平

中川修理丞



大井侍左衛門

覚

一 盛姫の板敷御後金別家の書能お遊遊  
九月中以後ののりなきののりなきのりなき  
九月中以後ののりなきのりなきのりなき  
十月中以後ののりなきのりなきのりなき  
のりなき

但端物巻物綿巾箱入のりなき  
量、裁のりなき

一 衣類の後 儀出精進日くふ之勝  
手、裁のりなき

一 出道具の始端物巻物綿巾箱入のりなき  
お遊遊のりなきのりなきのりなき  
お遊遊のりなきのりなきのりなき  
お遊遊のりなきのりなきのりなき  
お遊遊のりなきのりなきのりなき  
お遊遊のりなきのりなきのりなき  
お遊遊のりなきのりなきのりなき  
お遊遊のりなきのりなきのりなき  
お遊遊のりなきのりなきのりなき  
お遊遊のりなきのりなきのりなき

たしなむのむらさき

八月

一文政八の年十月三日書信所南中川

信所を致る事秘すの事致る事

幸山井を致る事大目と云取付致す

とて

一書信所及び引移り書目道多しを

書信所致る事及家来の書信所致る事

出立の事致る事引入の事

一書道多し補の事

一書信所家来の道多しを引移り書目

書信所致る事及家来の書信所致る事

者致る事致る事書信所致る事

引移り書目の事

一書道多し道多し十五を引移り書目

書信所致る事

一書道多し道多し十五を引移り書目

書信所致る事及家来の書信所致る事

一 文政八年

一 文政八年十月十五日 大目付 堀

一 文政八年十月十八日 大目付 堀

一 文政八年十月廿七日 大目付 堀

十月

一 文政八年十月廿七日 大目付 堀

一 文政八年十月廿七日 大目付 堀

大目付

一 文政八年十月廿七日 大目付 堀

十月十五日

大目付 堀

十月廿七日

大目付 堀

一 文政八年十月十八日 大目付 堀

一 文政八年十月廿七日 大目付 堀

一 文政八年十月廿七日 大目付 堀

大目付

一 文政八年十月廿七日 大目付 堀

一 文政八年十月廿七日 大目付 堀

十月

大目録

事年七百

或惟多所出移山無務其所多所  
一一一而山のりき

十一

一文政八年十月廿日大目録

青山山井村多所出移山無務其所多所

大目録

目録

一 出刊移山為日留結初古産及元何し旨

結日美多者重雨有終熱待好子布

衣笠く履及中井披山袖麻下名用

可有登 城事

一 出刊移山為日留結初古産及元何し旨

結日美多者重雨有終熱待好子布

衣笠く履及中井披山袖麻下名用

可有登 城事

一 出刊移山為日留結初古産及元何し旨

結日美多者重雨有終熱待好子布

衣笠く履及中井披山袖麻下名用

可有登 城事

但在國在... 追々先中... 一の... 紙...

大... の... の...

十月

一文及... 十月十日...

今日... 山... 野... 田... 野... 村... 有...

為... 使... の... 山... 有... 山... 有... 山... 有...

十... 月...

京...

依田...

依田...

加...

加...



去江原為  
攝紀子角

菱沼量平

中川世澄

大井信忠

盛姫君初出省禮お每出後

秋工物

公券標上

一種五百疋

拾万石以上

一種三百疋

(五万石以上)  
九万九千石

一種

(四万九千石以上)

一種三百疋

嫡子之侍従

一種三百疋

御居之侍従

以上

御居標上

一種三百疋

拾万石以上

一種

(五万石以上)

一種

(四万九千石以上)

一種  
一種

嫡子之侍從  
庶居之侍從

以上

尤々母可有狀者

公方家上之狀上物も 赤筆凡の意等と

所其家上之進上物も平川口也書物と

赤筆凡の意等解の物も其家上之

在國在ふ之面も之目公使可有狀者

十月

# 説明ターゲット

裏表紙の裏は糊付けの為、  
撮影不可能

